

東大阪市介護保険業務委託事業 プロポーザル実施要領

令和7年9月
東大阪市福祉部高齢介護室

目次

1. 業務名	2
2. 業務の概要	2
3. 応募資格	3
4. スケジュール	4
5. 参加手続き	4
(1) 実施要領、仕様書の配布	4
(2) 提案意思確認書の提出について	4
(3) 応募書類	4
(4) 質問事項の受付及び回答	5
(5) 応募書類提出期間及び提出先	5
(6) 応募書類作成等に当たっての留意事項	5
(7) 応募の辞退	6
(8) その他応募に当たっての留意事項	6
6. プレゼンテーション・ヒアリング	6
(1) 開催日時	6
(2) 参加人数	6
(3) その他	6
7. 最優秀提案業者の選定及び契約締結	7
(1) 選定方法等	7
(2) 審査基準	7
(3) 提案事業者が1社の場合について	7
(4) 平均点が同点となった場合	7
8. 選考結果通知	8

1. 業務名

東大阪市介護保険業務委託事業

2. 業務の概要

①対象業務

別添「東大阪市介護保険業務委託事業仕様書」にて定める業務

※上記仕様書は標準的なものとする。

②業務委託期間

令和8年3月1日から令和11年2月28日まで

③業務の履行場所

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪役所9階 高齢介護室内

④業務の履行日及び時間

(ア) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日

(イ) 業務時間については、午前9時から午後5時30分までとする。

ただし、条例等の改正により、本市の開庁日時に変更が生じた場合は、別途本市と協議するものとする。

(ウ) 受託者の作業日及び作業時間は、原則として上記と同様とするが、午後5時30分を超えて窓口受付及び電話対応が必要な場合は、その対応が終了するまでとする。なお、業務履行のために、市または受託者が必要と認める準備・整理等に時間を要する場合は、双方協議をして変更できるものとする。

また、繁忙期や緊急対応時のため時間内の処理が不可能なときは、市と作業時間の延長について協議する。

⑤契約金額、契約方法及び契約保証金

(ア) 見積り上限額

契約金額の上限額は393,624,000円（消費税および地方消費税含む）とする。

ただし、各年度の上限額は以下のとおりとする。

年度	上限金額（消費税及び地方消費税含む）
令和7年度	10,934,000円
令和8年度	131,208,000円
令和9年度	131,208,000円
令和10年度	120,274,000円

(イ) 契約方法

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

を行う。

(ウ) 契約保証金

東大阪市財務規則(昭和 42 年東大阪市規則第 31 号)第 115 条の規定により、契約金額の 100 分の 3 に相当する額以上を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第 117 条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(エ) その他

委託業務の範囲や委託の内容について、契約期間内において適宜見直しを行い、変更が生じた場合は、市及び受託者にて協議のうえ、変更契約を可能とする。

3. 応募資格

本プロポーザルに応募しようとする者は以下のすべての要件を全て満たすこと。

- ①東大阪市の入札参加資格者名簿に登録があること。
- ②地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく東大阪市の入札参加制限を受けていない者であること。
- ③申請の日から起算して過去 2 年間に於いて、業務を行う上で関係法令に違反するような不正又は不誠実な行為やその他の犯罪を行ったことのない法人であること。
- ④租税を滞納していないこと。
- ⑤本公募実施の公告の日から業務委託締結の日までの間のいずれの日においても、東大阪市入札参加停止要綱による停止期間中でないこと。
- ⑥会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て又は更生手続き中でないこと。
- ⑦民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立て又は再生手続き中でないこと。
- ⑧破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続き開始の申立て又は破産手続き開始決定がされていないこと。
- ⑨一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマークの付与認定若しくは I SMS の認証を受けている又は、法人における情報セキュリティポリシーが指針等により確立されていること。
- ⑩東大阪市暴力団排除条例(平成 24 年東大阪市条例第 2 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定するその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものの統制下にある団体でないこと。

4. スケジュール

項目	日程（予定）
公募開始	令和 7 年 9 月 29 日（月） 実施要領の配布開始
質問の受付	令和 7 年 10 月 3 日（金）正午まで （回答は令和 7 年 10 月 7 日（火））
提案書意思確認書	令和 7 年 10 月 9 日（木）午後 5 時まで
応募書類の受付	令和 7 年 10 月 10 日（金）から 令和 7 年 10 月 24 日（金）まで
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 7 年 11 月 5 日（水）予定
決定	令和 7 年 11 月中旬予定 発送・WEB 掲載
契約締結	令和 7 年 12 月上旬

5. 参加手続き

（1）実施要領、仕様書の配布

①配布期間 令和 7 年 9 月 29 日（月）から令和 7 年 10 月 7 日（火）まで

②配布方法 本市ウェブサイトよりダウンロード

（2）提案意思確認書の提出について

①提出期間 令和 7 年 9 月 29 日（月）から令和 7 年 10 月 9 日（木）午後 5 時まで

②提出方法・提出先

東大阪市福祉部高齢介護室高齢介護課

電子メールアドレス（koreikaigo@city.higashiosaka.lg.jp）に送信してください。

※メールのタイトルは「【会社名】介護保険業務委託提案意思確認書」とし、送信後に電話（06-4309-3185）で土、日及び国民の祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分までに受信確認を行ってください。令和 7 年 10 月 9 日（木）午後 5 時以降に受信確認を行ったものは受け付けません。

※提出期限までに提案意思確認書（第 1 号様式）の提出がない者の本プロポーザルへの参加はできません。

（3）応募書類

本プロポーザルに参加申込をした者は、次に掲げる書類を 11 部（社名入り正本 1 部、社名を記載していない副本 10 部）提出してください。

①誓約書（第 2 号様式）

②団体（法人）概要（第 3 号様式）

- ③業務委託契約実績書(第4号様式)
- ④提案書(第5号様式)
- ⑤経費見積書(第6号様式)
- ⑥会社法(平成17年法律第86号)第435条に規定する事業報告書、計算書類(貸借対照表及び損益計算書等)、附属明細書で応募時点において提出し得る最新の事業年度のもの又はこれに類するもの。

(4) 質問事項の受付及び回答

委託業務の内容、応募手続等について質問事項がある場合には、下記により質問書を提出してください。

① 受付期間

令和7年9月29日(月)から令和7年10月3日(金)正午まで

② 質問事項提出書式

質問書(第7号様式)

③ 質問事項提出先・方法

東大阪市福祉部高齢介護室高齢介護課

電子メールアドレス(koreikaigo@city.higashiosaka.lg.jp)に送信してください。

※メールのタイトルは「【会社名】介護保険業務委託質問書」とし、送信後に電話(06-4309-3185)で土、日及び国民の祝日を除く平日の午前9時から午後5時30分までに受信確認を行ってください。令和7年10月3日(金)の正午以降に受信確認を行った質問事項は受け付けません。

④ 回答方法

本市ウェブサイトにて令和7年10月7日(火)に公表します。

ただし、質問者の競争上の利益・地位を侵すおそれがあると本市が判断した場合には、質問者のみに回答することがあります。

(5) 応募書類提出期間及び提出先

① 応募書類提出期間

令和7年10月10日(金)から令和7年10月24日(金)まで

※受付は、土、日及び国民の祝日を除く平日の午前9時から午後5時30分までとします。

② 応募書類提出先

東大阪市福祉部高齢介護室高齢介護課(東大阪市役所9階【5番窓口】)へ持参すること。

(6) 応募書類作成等にあたっての留意事項

① A4版で作成し、1部ごとにフラットファイルに綴じてください。ただし、A3版の資料は折りたたんでファイルできれば可としますが、ページ数はA4版2ページとしてカウントします。

② 使用する文字の大きさは10.5ポイント以上を使用してください。

③ 提案書(第5号様式)のページ数はA4版で25ページ以内にまとめてください。なお、文字数の制限はありません。

④カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入も可とします。

⑤書類提出後の記載内容の変更、差し替えはできません。

(7) 応募の辞退

参加申込を行った後に応募を辞退するときは、応募辞退届(第8号様式)を提出してください。なお、応募書類提出期限を経過しても応募書類の提出がない場合は、応募を辞退したものとみなします。但し、その際も必ず応募辞退届(第8号様式)を提出してください。

また、参加を辞退した場合でも、今後、他の入札等において不利益な扱いをすることはありません。

(8) その他応募にあたっての留意事項

①費用負担

応募に際して必要となる費用は、応募業者の負担とします。

②提出書類の取扱い

- ・理由の如何を問わず返却しません。
- ・東大阪市情報公開条例(平成11年東大阪市条例第1号)に基づく公開請求の対象となります。

③失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ・異なる提案を複数提出したとき
- ・応募書類の記載に虚偽又は不正があったとき
- ・応募書類に記載すべき内容の全部又は一部の記載がなかったとき
- ・見積金額が上限金額を超える場合
- ・応募から契約日までに入札参加指名停止措置を受けたとき
- ・事業者が選定委員に対して本業務に関する働きかけ、接触等を行ったことが明らかになった場合
- ・その他、応募に際して不正な行為があったとき又はこの要領に定める手続きによらなかったとき

6. プレゼンテーション・ヒアリング

(1) 開催日時

提案書に基づくプレゼンテーション・ヒアリングの実施日は、令和7年11月5日(水)を予定しています。(1社あたり35分程度。プレゼンテーション15分、ヒアリング20分。)開始時間等の詳細は、後日メールにて連絡します。

(2) 参加人数

参加者は、1社3名以内。なお、実際に委託業務を担当する者を必ず参加者に含めること。

(3) その他

パワーポイント等を用いてのプレゼンテーションを認めます。その場合、スクリーンは本市で用意するが、プロジェクター、パソコン等の他の機材は応募業者で用意すること。

7. 最優秀提案業者の選定及び契約締結

(1) 選定方法等

①選定方法は選定委員会において、提出された企画提案書・見積書一式等の書類審査及び応募書類に基づくヒアリングにより審査を行い、最優秀提案業者等を選定します。

②審査にあたっては、「(2) 審査基準」に従い採点し、全評価者の採点平均（以下「平均点」という。）をもって評価を行います。

③平均点が最も高い業者を「最優秀提案業者」、次いで高い事業者を「次点業者」として選定します。ただし、平均点が6割（60点）に満たない場合や、個人情報保護に関する評価点が満点時の2分の1に満たない場合、その事業者は選定しません。

④上記の最優秀提案業者との間で、応募内容を踏まえた仕様書を作成し、契約を締結しますが、契約締結の交渉の結果、合意にいたらなかった時は、次点業者と契約締結の交渉を行います。

(2) 審査基準

評価項目	評価基準	配点
1.基本的事項	①事業者の社会的責任への取り組み等	10点
	②他の自治体での委託業務実績	7点
	③危機管理体制・緊急時の対応について	5点
	④社員教育等について	6点
2.提案内容	①介護保険業務委託事業について	14点
	②業務の正確・迅速性や業務体制などのサービス水準について	16点
	③継続的な事務の管理や業務改善について	6点
	④事業者の受託に対する考え方、意欲	6点
3.個人情報保護	①個人情報の管理体制	10点
4.価格点	①見積価格	20点

(3) 提案事業者が1社の場合について

提案事業者が1社の場合については、その提案内容を評価し、本市が定める基準を満たしていれば交渉事業者として決定する。

※応募業者が1社のみであっても選考を実施するが、平均点が6割（60点）に満たない場合や、個人情報保護に関する評価点が満点時の2分の1に満たない場合は選定しません。

(4) 平均点が同点となった場合

平均点が同点となった場合は、次の順序で最優秀の応募者を選定する。

- ①提案内容に関する評価点が最も高い応募業者
- ②提案内容に関する評価点が同点の場合、個人情報保護に関する評価点が最も高い応募業者
- ③提案内容に関する評価点及び個人情報保護に関する評価点が同点の場合、価格点が最も高い応募業者
- ④提案内容に関する評価点、個人情報保護に関する評価点及び価格点が同点の場合、選定委員会で協議し決定する。

8. 選考結果通知

選考結果は、令和7年11月中旬にヒアリング実施業者全てに通知書を発送するとともに、市ウェブサイトで公表する。